

一般社団法人上田薬剤師会

薬剤師生涯研修認定制度実施要領

制 定 平成 29 年 7 月 3 日

(目的)

第 1 条 この実施要領は、一般社団法人上田薬剤師会 薬剤師生涯研修認定制度の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(認定対象の研修)

第 2 条 認定の対象となる研修は、次のとおりとする。

(1) 集合研修

一般社団法人上田薬剤師会 薬剤師生涯研修認定制度委員会（以下「生涯研修認定制度委員会」という。）が認めた一般社団法人上田薬剤師会（以下「本会」という。）が主催又は共催する講義形式の研修会、学術大会等、その他生涯研修認定制度委員会が認めた研修会による研修

(2) 実習研修

生涯研修認定制度委員会が認めた本会が主催又は共催する実習研修会、その他生涯研修認定制度委員会が認めた実習研修会による研修。実習研修とは、技能・技術・態度の習得を主な目的とする研修とする。

(3) グループ研修

生涯研修認定制度委員会が認めた本会が主催又は共催する小規模研修会、その他生涯研修認定制度委員会が認めた小規模研修会による研修

(4) 自己研修

生涯研修認定制度委員会が認めた教材等（DVD や e ラーニングも含む。）を使用し、自宅等において行う研修、および、生涯研修認定制度委員会が認めた研修会、学会、学術大会及びシンポジウム、地域貢献として行う講演、発表などによる研修

(必須研修)

第 3 条 前条の要件を満たした研修の中で特に生涯研修認定制度委員会が指定する研修で、認定薬剤師の認定を受けるのに必要な研修を必須研修とする。

(研修の内容)

第 4 条 研修は、地域の医療及び社会において、薬剤師業務を遂行するために必要不可欠な内容とする。

(研修実施機関)

第5条 研修を実施する機関は次のとおりとする。

- (1) 研修制度委員会
- (2) 本会
- (3) 本会が共催できる機関や団体
- (4) その他、研修制度委員会が認めた機関や団体

(研修の実施)

第6条 研修を実施する場合は、2週間前までに研修実施計画等を記載した認定研修開催申請書を本会に提出し、認定研修開催申請料を納入し認定を受けてから実施するものとする。

(研修の報告)

第7条 申請者は、研修終了後2週間以内に報告書、出席者名簿及び残余した研修シールを本会に提出する。

(研修の単位基準)

第8条 研修の単位基準は、次のとおりとする。

- (1) 集合研修の単位基準は、90分につき1単位とし、1日4単位を上限とする。研修会の講師及び指導者には、参加単位のほかに1単位を付加する。
- (2) 実習研修の単位基準は、90分につき1単位とし、1日4単位を上限とする。研修会の講師及び指導者には、参加単位のほかに1単位を付加する。
- (3) グループ研修の研修単位は、単位基準は、90分につき1単位とし、1日4単位を上限とする。研修会の講師及び指導者には、参加単位のほかに1単位を付加する。
- (4) 自己研修の単位基準は、自宅等において行うeラーニング等の研修（生涯研修認定制度委員会が認めた本会および薬剤師認定制度認証機構が認定した機関（プロバイダー）が提供するeラーニング等による研修）は90分につき1単位とし、1日4単位を上限とする。
学会、学術大会、地域貢献として行う講演、発表などは1回1単位とする。

(研修の記録)

第9条 研修の記録は、次のとおりとする。

- (1) 薬剤師研修手帳に本会が発行する単位シールを貼付し、研修に関する具体的内容（研修年月日、主催者名、課題名、会場名、時間）を記載する。
- (2) すでに、他プロバイダーの研修手帳等を所持している場合は、継続して使用できる

ものとする。ただし、単位シールの貼付及び具体的内容は、記載するものとする。

- (3) その他生涯研修認定制度委員会が認めた場合は、本会が発行する受講証明書又は本会における管理システムにおいて、電子的な記録も可能とする。

(単位取得証明)

第10条 認定薬剤師の認定を受けようとする者の単位取得の証明は、単位シールを貼付した研修手帳又は本会が発行する単位取得証明書により行う。

(研修記録の証明)

第11条 研修手帳、受講証明書の破損又は紛失によって研修記録が不明となった場合は、当該記録の証明は原則として行わない。ただし、当該記録を証明できるものがある場合は、この限りでない。

(受講料)

第12条 受講料の額及び納付方法は、研修内容及び時間等を勘案し、生涯研修認定制度委員会において決定する。

(認定薬剤師の認定要件)

第13条 認定薬剤師の認定要件は、次のとおりとする。

- (1) 最初の認定に必要な単位は、4年以内に40単位以上とし、毎年5単位以上を取得すること。ただし、毎年5単位以上のうち、本会指定の必須研修を3単位以上取得していること。また、Eラーニング等による単位については毎年7単位までとする。
- (2) 更新の認定に必要な単位は、3年間に30単位以上とし、毎年5単位以上を取得すること。ただし、毎年5単位以上のうち、本会指定の必須研修を3単位以上取得していること。また、Eラーニング等による単位については毎年7単位までとする。
- (3) 認定期間は認定日から3年間とし、3年毎に更新を受けなければ、それ以前の認定はその効力を失う。
- (4) 薬剤師認定制度認証機構から認証された他の生涯研修プロバイダーにおいて修得した単位も認める。ただし、他の生涯研修プロバイダーの単位の取り扱いについては、新規の場合20単位未満、更新の場合15単位未満とする。なお、生涯研修認定制度委員会が認めた場合はその限りではない。
- (5) 生涯研修制度委員会が、出産、育児及び病気等、やむを得ない事由によって受講できなかったと認めた場合は1年未満の認定期間の延長を認める。
- (6) 同一研修会の重複受講による単位取得は、累積単位として認めない。

(認定薬剤師の申請手続)

第14条 前条の要件を満たした者は、毎月の末日までに本会に認定薬剤師申請書、単位取得を証明するもの（研修手帳、単位取得証明書等）及び履歴書を提出し、認定申請料の納付を行う。

（認定薬剤師の認定）

第15条 一般社団法人上田薬剤師会研修認定評価委員会が、認定薬剤師の認定、若しくは更新の審査を行い、認定薬剤師に適格と判断された場合は、責任者が、認定証の発給を行い、本会認定薬剤師名簿に登録する。なお、認定証の授与は、各申請月の翌々月中に行う。

- 2 すでに、他のプロバイダーで取得した認定薬剤師資格を有する者も、本会制度の認定薬剤師の更新要件を満たせば、本会に更新申請を行うことができる。
- 3 認定日は、申請日とし、更新日は、初回認定日の3年後とする。

（認定薬剤師名簿の登録内容の変更）

第16条 認定薬剤師名簿の登録内容に変更があった場合は、当該薬剤師は、変更内容を本会に届け出なければならない。

（認定証の再交付）

第17条 次に掲げる事由が生じた場合は、認定証の再交付を行う。

- (1) 氏名の変更等、認定証の記載内容に変更が生じた場合（再交付認定申請料の納付は必要としない。）
- (2) 認定証の破損汚損又は紛失した場合（再交付認定申請料を納付する。）

（認定の取り消し条件）

第18条 認定薬剤師として認定された後で、次のいずれかに該当する場合は認定を取り消すことがある。

- (1) 日本国の薬剤師資格を喪失した場合
- (2) 認定取得に不正が判明した場合
- (3) 薬剤師としての名誉を著しく汚す行為があると認められた場合
- (4) 定められた期間内に、認定薬剤師の更新手続を行わなかった場合

（申請料）

第19条 認定申請料は、次のとおりとする。

- (1) 新規認定申請料 10,000円
- (2) 更新認定申請料 10,000円
- (3) 再交付認定申請料 5,000円
- (4) 認定研修開催申請料 10枚単位 300円、自己研修は1枚 50円

(ただし生涯研修認定制度委員会が、認めた場合には免除することができる。)

(その他の事項)

第20条 本要領に定めのない事項については、生涯研修認定制度委員会において、定めるものとする。

附 則

この要領は、平成29年7月3日から施行する。